


平成 26 年 11 月 10 日

各 位

<不動産投資信託証券発行者名>

 **Re ジャパンリアルエステイト投資法人**
代表者名 執行役員 寺澤 則忠
(コード番号 8952)

<資産運用会社名>

ジャパンリアルエステイトアセットマネジメント株式会社
代表者名 代表取締役社長 片山 浩
問合せ先 執行役員企画部長 吉田 竜太
TEL. 03-3211-7921

分配金のお受け取りに関するお知らせ

当投資法人の分配金につきましては、第 1 期（平成 14 年 3 月期）から第 14 期（平成 20 年 9 月期）についてはその支払い開始日から満 10 年を経過した時点で消滅時効を迎え、また、第 15 期（平成 21 年 3 月期）以降については当投資法人規約第 32 条第 2 項の定めに従い、満 3 年を経過した時点で除斥期間を経過することとなります。（注）

従いまして、当投資法人の第 6 期（平成 16 年 9 月期）の分配金につきましては、支払開始日である平成 16 年 12 月 10 日から満 10 年を経過した平成 26 年 12 月 10 日に消滅時効を迎え、第 20 期（平成 23 年 9 月期）の分配金につきましては、支払開始日である平成 23 年 12 月 14 日から満 3 年を経過した平成 26 年 12 月 14 日に除斥期間を経過することとなり、お受け取りの権利が消滅いたします。

分配金のお受け取りは、当投資法人の投資主名簿等管理人である三井住友信託銀行株式会社の営業時間内となり、同社の休業日にはお受け取り手続きができませんので、お早めにお手続きいただきますようお願いいたします。

また、第 7 期（平成 17 年 3 月期）及び第 21 期（平成 24 年 3 月期）以降の分配金につきましても同様に消滅時効を迎え、除斥期間を経過することにより、お受け取りの権利が消滅いたしますのでご注意ください。

（注）事務処理の円滑化を目的として、平成 21 年 3 月 17 日開催の投資主総会にて除斥期間を満 3 年とする規程の新設を決議しております。

分配金のお受け取りに関し、ご不明な点がございましたら、以下へお問い合わせください。

お問い合わせ先：三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
0120-782-031（フリーダイヤル）
（受付時間 土・日・祝祭日を除く 9 時～17 時）

以 上